



株式譲渡契約書

譲渡人 株式会社 日本鉱産（以下、「甲」という。）と譲受人（以下、「乙」という。）とは、甲が発行している甲種類株式について、次の通り譲渡契約を締結した。

第1条（目的）

甲は、甲が保有する甲種類株式_____株を乙に譲渡し、乙は、これを譲り受ける。

第2条（譲渡価額）

甲種類株式_____株の譲渡価額は、総額で金_____円とする。

第3条（支払）

乙は、甲に対し、令和____年____月____日限り、前条の譲渡価額の総額を現金にて甲宛持参する方法又は、甲の指定口座に振込する方法（但し、振込手数料は、乙の負担とする。）で支払う。

指定口座 J Aバンク 土合支店（4682-007） 普通 0031942 株式会社日本鉱産

第4条（譲渡日）

本件株式の権利義務一切は、譲渡価額の総額を甲が受領したときに、甲から乙に移転する。

第5条（株券の不交付）

甲は、株券発行会社であるが、甲及び乙会社間に株券不発行の旨の合意があり、且つ、株券が発行されていないため、甲は、乙に対し、株券を交付しない。

第6条（譲渡承認）

- 本件株式の譲渡については、甲の定款の規定に基づき取締役会において承認決議を経ることを要する。
- 甲は、乙に対し、令和____年____月____日、甲の取締役会において前項の承認決議を経ることを保証する。

第7条（株式名簿の名義書換）

甲及び乙は、譲渡価額の授受後直ちに、株主名簿の名義書換手続を行わなければならない。

第8条（保証）

甲は、乙に対し、次の事項を保証する。

- 本件株式に、株主権の完全な行使を妨げる瑕疵が存在しないこと。
- 本件株式の譲渡について、譲渡日までに乙への承認決議を経ていること。
- 本件株式の譲渡について、譲渡日までに第三者の許認可承諾等の必要な手続が完了していること。
- 本件株式が有効なものであり、且つ、甲はその完全な権利者であること。

第9条（契約の解除）

- 甲又は乙の何れか一方が本契約に違反した場合には、一定の期間を定めて相手方に履行を催告し、その期間内に履行されないときは、直ちに本契約を解除することができる。
- 本契約が解除された場合、本契約に違反した者は、譲渡価額の総額の20%の違約金を支払うものとする。
- 本契約の履行が遅滞した場合、履行の遅滞をしたものは、譲渡価額の総額の年5%の遅延損害金を支払うものとする。
- 本契約締結から株式の譲渡日までの間に、丙会社の資産もしくは経営状況に重大な変更が生じたとき、或いは隠れた重大な瑕疵等が発見されたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約を解除若しくは変更することができる。この場合、本契約の解除により損害が発生した場合には、その被った損害を相手に対して請求することができる。

第10条（費用の負担）

甲は、本契約作成費用を負担し、乙は、第7条に規定する株主名簿の名義書換費用を負担する。

第11条（守秘義務）

甲は、本件株式の譲渡後においても、乙に関する一切の秘密事項を他に漏洩してはならない。

第12条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（規定外事項）

甲及び乙は、本契約書に定めなき事項について、民法、会社法、その他法令及び取引慣行に従い、誠意をもって協議の上、処理するものとする。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲及び乙が署名（又は記名）押印の上、各1通を所持する。

令和____年____月____日

譲渡人（甲）（住所）埼玉県さいたま市浦和区常盤1-3-9-205

（氏名）株式会社 日本鉱産

代表取締役 中川 昇

譲受人（乙）（住所）_____

（氏名）_____